

一般会計等財務書類注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 取得原価が判明しているもの・・・取得原価

イ 取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格1円。

② 無形固定資産・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 取得原価が判明しているもの・・・取得原価

イ 取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

ア 出資金のうち、市場価格があるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格

イ 出資金のうち、市場価格がないもの・・・・・・・・出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

（ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不能欠損率を用いて計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から岐阜県市町村職員退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、岐阜県市町村職員退職手当組合における積立金額の運用益のうち当町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常に賃貸取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び返金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価格又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分については、償却資産に対して行った修繕等に係る支出が、当該資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかどうかにより判断しています。

2 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

- ・一般会計
- ・羽島郡二町教育委員会特別会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

差異はありません。

③ 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率に状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 ー%

連結実質赤字比率 ー%

実質公債費比率 4.0%

将来負担比率 ー%

- ⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額

32,654,680円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

範囲

売却予定とされている公共資産

内訳

今年度該当する公共資産はありません。

- ② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

5,573,785千円

- ③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 5,080,696千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

564,083千円

将来負担額 8,164,488千円

充当可能基金額 3,376,446千円

特定財源見込額 0円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

5,573,785千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における基金等を加えた額を計上しています。

- ② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支	△13,476,813円
内訳 業務活動収支	140,856,772円
投資活動収支	△154,333,585円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	7,869,259,555円	7,582,732,103円
財務書類の対象となる会計 の範囲の相違に伴う差額	73,162,572円	72,162,572円
資金収支計算書	7,942,422,127円	7,654,894,675円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（羽島郡二町教育委員会特別会計）の分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳
資金収支計算書

業務活動収支	140,856,772円
投資活動収入の国県等補助金収入	15,427,929円
減価償却費	681,542,646円
賞与等引当金繰入額	63,093,480円
退職手当引当金繰入額	△38,509,302円
徴収不能引当金繰入額	8,236,499円
資産除売却損	0円
未収・未払債務額等の増減	△1,218,008,020円
純資産変動計算書の本年度差額	△347,359,996円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	500,000,000円
一時借入金の利子額	—円

当該年度中一時借入金はありません。